

単価の名称 第 1 欄	設 定 の 要 件 第 2 欄	適用される単価 第 3 欄
1 職業指導員加算分 保護単価	福祉型障害児入所施設（主として肢体不自由児を入所させる福祉型障害児入所施設を除く。）であって、別表 8 のその施設の職員の定数表に掲げる「職業指導員」が別の基準によりおかれている場合	別表 7 の事務費の保護単価表の 2 加算分保護単価の（1）職業指導員加算分保護単価
2 幼児加算分保護単 価	主として盲児又はろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設であって幼児が入所している場合	別表 7 の事務費の保護単価表の 2 加算分保護単価の（2）主として盲児又はろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設の幼児加算分保護単価
3 民間施設給与等改 善費	地方公共団体の経営する施設以外の施設（昭和 46 年 7 月 16 日社庶第 121 号社会局長、児童家庭局長通知にいう社会福祉事業団等（以下「社会福祉事業団等」という。）経営の施設を除く。）の場合	一般分保護単価（職業指導員加算分保護単価、心理指導担当職員配置加算分保護単価、心理指導担当職員配置加算分保護単価（公認心理師を配置した場合）、看護職員配置加算（Ⅰ）分保護単価、看護職員配置加算（Ⅱ）分保護単価、児童発達支援管理責任者配置費分保護単価、児童指導員等加配加算分保護単価、小規模グループケア加算分保護単価の加算が行われる場合においては、それらの加算単価を加算した額）又は、別に定める基準により認定された保護単価×別に定める基準による加算率（ただし、加算率については別に定めるところにより、全部又は一部を減ずるこ

		とができる。)
4 指導員特別加算分 保護単価	主として盲児又はろうあ児を入所させる 福祉型障害児入所施設の場合	別表7の事務費の保護単価表 の2加算分保護単価の(3)主 として盲児又はろうあ児を入 所させる福祉型障害児入所施 設の指導員特別加算分保護単 価
5 知的障害児自活訓 練事業加算費	別に定める基準により加算の認定を受け た場合	別に定める基準により認定さ れた保護単価
6 心理指導担当職員 配置加算費	福祉型障害児入所施設であって、別に定め る基準に該当する場合	別表7の事務費の保護単価表 の2加算分保護単価の(4)心 理指導担当職員配置加算分保 護単価
7 心理指導担当職員 配置加算費(公認心 理師を配置した場 合)	福祉型障害児入所施設であって、別に定め る基準に該当し、「公認心理師」の資格を 有する者を配置した場合	別表7の事務費の保護単価表 の2加算分保護単価の(5)心 理指導担当職員配置加算分保 護単価(公認心理師を配置した 場合)
8 看護職員配置加算 (I)費	主として知的障害のある児童、盲児又はろ うあ児を入所させる福祉型障害児入所施 設であって、別に定める基準に該当する場 合	別表7の事務費の保護単価表 の2加算分保護単価の(6)看 護職員加配加算(I)分保護単 価
9 看護職員配置加算 (II)費	福祉型障害児入所施設であって、別に定め る基準に該当する「看護職員」を加配して 配置した場合	別表7の事務費の保護単価表 の2加算分保護単価の(7)看 護職員加配加算(II)分保護単 価
10 児童発達支援管理 責任者配置費	福祉型障害児入所施設であって、別表8及 び9のその施設の職員の定数表に掲げる 「児童発達支援管理責任者」が配置されて いる場合	別表7の事務費の保護単価表 の2加算分保護単価の(8)児 童発達支援管理責任者配置費 分保護単価
11 児童指導員等加配 加算費	福祉型障害児入所施設であって、別表8及 び9のその施設の職員の定数表に掲げる 「児童指導員、保育士」を加配して配置さ れている場合、又は「理学療法士、作業療	別表7の事務費の保護単価表 の2加算分保護単価の(9)児 童指導員等加配加算分保護単 価

	法士、言語聴覚士」が配置されている場合 (2名まで)	
12 小規模グループケア加算費	福祉型障害児入所施設であって、別に定める基準に該当する場合	別表7の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(10)小規模グループケア加算分保護単価



(2)	ア	福祉型障害児入所施設の措置児童等	その児童の給食に要する材料費等及び日常生活に必要な経常的諸経費	福祉型障害児入所施設の場合は、次の算式(1)により算定した額。 ただし、福祉型障害児入所施設において重度障害児が入所しているときは、重度障害児支援加算費(以下「重度加算費」という。)として算式(1)により算定した額に次の算式(2)により算定した額をそれぞれ加算する。  算式(1) <b>50,820円</b> ×その月の初日の措置児童等数
	イ	福祉型障害児入所施設の措置児童等であって、別に定める基準により重度障害児と認定されたもの	その児童の監護及び日常諸経費等	算式(2) 次の表の重度加算費月額保護単価×その月初日の別に定める基準による重度障害児数  重度加算費保護単価表(重度障害児1人当たり)

障害種別	月額	
知的障害児	25%加算分	<b>50,700円</b>
	30%加算分	<b>60,830円</b>
自閉症児	25%加算分	<b>50,700円</b>
	30%加算分	<b>60,830円</b>
盲児	25%加算分	<b>48,510円</b>
	30%加算分	<b>58,210円</b>
ろうあ児	25%加算分	<b>43,740円</b>
	30%加算分	<b>52,500円</b>
肢体不自由児		<b>60,830円</b>

ただし、別に定める基準に該当する場合には、次の算式により算定した額を加算

			<p>する。（主として肢体不自由児を入所させる場合は除く。）</p> <p>行動障害児加算費月額保護単価 3,340 円 × その月の別に定める基準による行動障害児数</p>
ウ 強度行動障害児特別支援加算費	主として知的障害児又は自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設の措置児童等であって、別に定める基準により指定を受けた施設の強度行動障害児	その児童の監護及び日常諸経費等	<p>算 式（3）</p> <p>強度行動障害児特別支援加算費月額保護単価 <b>241,940</b> 円×その月初日の別に定める基準による強度行動障害児数</p>
エ 重度重複障害児加算費	重度加算費の対象児童等であって、別に定める基準により重度重複障害児と認定されたもの	その児童の監護及び日常諸経費等	<p>算 式（4）</p> <p>重度重複障害児加算費月額保護単価 <b>34,600</b> 円×その月初日の別に定める基準による重度重複障害児数</p>
オ 被虐待児	障害児入所施設及び指定発達支援医療機関に入所する措	その児童の監護及び日常諸経費等	<p>算 式（5）</p> <p>被虐待児受入加算費月額保護単価 37,900 円×その月初日の別に定める基準による被虐待児数</p>



置  
費

A 欄	基本分	円 24,990	円 24,730	円 24,530	円 24,250	円 24,060
B 欄	加算分	2,140	2,100	2,080	2,060	2,040
措置児童等数		141人 から 150人 まで	151人 から 160人 まで	161人 から 170人 まで	171人 から 180人 まで	181人 から 190人 まで
A 欄	基本分	円 23,850	円 23,690	円 23,570	円 23,490	円 23,370
B 欄	加算分	2,030	2,010	2,010	1,990	1,980
措置児童等数		191人 から 200人 まで	201人 以上			
A 欄	基本分	円 23,260	円 23,170			
B 欄	加算分	1,980	1,940			

ただし、乳幼児を措置しているときは、次の算式により算定した額を加算する。

$$\left( \begin{array}{l} \text{次の表のA欄に} \\ \text{掲げる乳幼児保} \\ \text{育士等加算費月} \\ \text{額保護単価} \end{array} \right) \times \left( \begin{array}{l} \text{その月} \\ \text{初日の} \\ \text{措置乳} \\ \text{幼児数} \end{array} \right)$$

(ただし、地方公共団体及び社会福祉事業団等の経営する施設以外の施設の場合、民間施設加算額として次の表のB欄に掲げる額を加算した額とする。)

(注) この表の「乳幼児」は、児童福祉法第4

条第1項第1号及び第2号に規定する「乳児」及び「幼児」を総称したものとする。

乳幼児保育士等加算費保護単価表  
(乳幼児1人当たり月額)

	A 欄	B 欄
基本分	21,510 円	1,830 円

算式(3)

日用品費月額保護単価 20,340 円 × その月初日の措置児童等数

算式(4)

指導訓練材料費月額保護単価 430 円 × その月初日の措置児童等数

算式(5)

看護代替要員費月額保護単価 160 円 × その月初日の措置児童等数

算式(6)

スプリンクラー保守管理等費月額保護単価  
310 円 × その月初日の措置児童等数

各月初日において、スプリンクラー設備(「消防法施行令」(昭和36年政令第37号)、「同法施行規則」(昭和36年自治省令第6号)に定める設備・設置基準及び昭和62年10月27日消防予第189号「既存の社会福祉施設に対する消防用設備等の技術上の特例基準の適用について」(消防庁予防課長通知)に基づくスプリンクラー設備をいう。以下同じ。)を設置している施設(地方公共団体及び社会福祉事業団等の経営する施設を除く。)

算式(7)

心理指導担当職員配置加算分月額保護単価  
5,400 円 × その月初日の措置児童等数

			<p>算式(8) 心理指導担当職員配置加算分月額保護単価(公認心理師を配置した場合) 6,600円×その月初日の措置児童等数</p> <p>算式(9) 児童発達支援管理責任者配置費分月額保護単価7,650円×その月初日の措置児童等数</p> <p>算式(10) 小規模グループケア加算分月額保護単価75,340円×その月初日の別に定める基準による小規模グループケア加算対象措置児童等数</p> <p>(注) この欄に掲げる経費のほか、<u>幼稚園費</u>、教育費、学校給食費、見学旅行費、入進学支度金、特別育成費、夏季等特別行事費、期末一時扶助費、職業補導費、就職支度費及び葬祭費を支弁できるものとし、これらの経費の支弁要件、その用途及び各月の支弁額の算式については、この表の(7)から(15)まで、(17)及び(18)の費目の項に定めるところによる。</p>	
	イ 重度障害児支援加算費	別に定める基準による重度肢体不自由児棟の措置児童等	その児童の看護及び日常諸経費等	<p>重度障害児支援加算費月額保護単価 60,830円×その月初日の別に定める基準による重度肢体不自由児棟の措置児童等数</p>
(4) 肢	主として肢体不自由児を入所させる指定発達支援医療機関の措置児童等	施設の運営に必要な事務費及び生	<p>次の算式(1)から算式(5)までにより算定した額の合算額</p> <p>算式(1)(日用品費分) 日用品費月額保護単価 20,340円×その月初日</p>	

<p>体 不 自 由 児 療 育 費</p>		<p>活 諸 経 費</p>	<p>の措置児童等数</p> <p>算 式(2) (保育士等加算費分)      保育士等加算費月額保護単価 21,510 円×その      月初日の措置児童等数      ただし、乳幼児を措置しているときは、次の      算式により算定した額を合算する。      乳幼児保育士等加算費月額保護単価 21,510 円      ×その月初日の措置乳幼児数      (注) この表の「乳幼児」は、児童福祉法第4      条第1項第1号及び第2号に規定する「乳      児」及び「幼児」を総称したものとす。</p> <p>算 式(3)      (重度障害児支援加算費分)      重度障害児支援加算費月額保護単価 60,830      円×その月初日の措置児童等数(すべての措置児      を重度肢体不自由児棟に入所されているものと      みなす。)</p> <p>算 式(4)      指導訓練材料費月額保護単価 430 円×その月      初日の措置児童等数</p> <p>算 式(5)      特別訓練費月額保護単価 820 円×その月初日      において15歳を超えた児童であって、教育費又      は、特別育成費を支弁されない措置児童等数</p> <p>(注) この欄に掲げる経費のほか、<u>幼稚園費</u>、教      育費、学校給食費、見学旅行費、入進学支度金、      特別育成費、夏季等特別行事費、期末一時扶助      費及び葬祭費を支弁できるものとし、その支弁      要件、その用途及び各月の支弁額の算式につい      ては、この表の(7)から(14)まで及び(18)の費目      の項に定めるところによる。</p>
<p>(5)</p>	<p>主として自閉症児 を入所させる医療 型障害児入所施設</p>	<p>施設 の 運 営 に 必 要 な</p>	<p>次の算式(1)から算式(10)までにより算定した 額の合算額</p>

自 閉 症 児 基 本 分 措 置 費	の措置児童等	事務費 及び生 活諸経 費	<p>算式(1) (保健衛生費分) 保健衛生費月額保護単価 370 円×その月初 日の措置児童等数</p> <p>算式(2) (保育士等加算費)</p> $\left[ \begin{array}{l} \text{次の表のA欄に掲} \\ \text{げる保育士等加算} \\ \text{費月額保護単価} \end{array} \right] \times \left[ \begin{array}{l} \text{その月初} \\ \text{日の措置} \\ \text{児童等数} \end{array} \right]$ <p>(地方公共団体及び社会福祉事業団等の経営す る施設以外の施設の場合、民間施設加算額と して次の表のB欄に掲げる額を加算した額と する。)</p>				
	保育士等加算費保護単価表 (措置児童等 1 人当たり月額)						
	措置児童等数		40 人 まで	41 人 から 50 人 まで	51 人 から 60 人 まで	61 人 から 70 人 まで	71 人 から 80 人 まで
A 欄	基 本 分	円	75,840	74,820	73,700	72,610	71,490
B 欄	加 算 分		6,660	6,620	6,450	6,370	6,260
	措置児童等数		81 人 から 90 人 まで	91 人 から 100 人 まで	101 人 から 110 人 まで	111 人 以上	
A 欄	基 本 分	円	71,080	70,760	70,340	69,940	
B 欄	加 算 分						

欄		6,220	6,220	6,150	6,140
---	--	-------	-------	-------	-------

算式(3) (日用品費分)

日用品費月額保護単価 20,340 円 × その月初日の措置児童等数

算式(4) (看護代替要員費分)

看護代替要員費月額保護単価 160 円 × その月初日の措置児童等数

算式(5) (重度障害児支援加算費分)

次の表の重度障害児支援加算費月額保護単価 × その月初日の別に定める基準による重障害児数

重度障害児支援加算費保護単価表

(措置児童等 1 人当たり)

区 分	保護単価 (月額)
25%加算分	50,700 円
30%加算分	60,830 円

ただし、別に定める基準に該当する場合には、次の算式により算定した額を加算する。

行動障害児加算費月額保護単価 3,340 円 × その月の別に定める基準による行動障害児数

算式(6) (スプリンクラー保守管理等費分)

スプリンクラー保守管理等費月額保護単価 (40 人以下施設) 950 円 × その月初日の措置児童等数

各月初日において、スプリンクラー設備を設置している施設 (地方公共団体及び社会福祉事業団等の経営する施設を除く。)

			<p>算式(7) 心理指導担当職員配置加算分月額保護単価 5,400円×その月初日の措置児童等数</p> <p>算式(8) 心理指導担当職員配置加算分月額保護単価(公認心理師を配置した場合) 6,600円×その月初日の措置児童等数</p> <p>算式(9) 児童発達支援管理責任者配置費分月額保護単価 7,650円×その月初日の措置児童等数</p> <p>算式(10) 小規模グループケア加算分月額保護単価 75,340円×その月初日の別に定める基準による小規模グループケア加算対象措置児童等数</p> <p>(注) この欄に掲げる経費のほか、<u>幼稚園費</u>、教育費、学校給食費、見学旅行費、入進学支度金、特別育成費、夏季等特別行事費、期末一時扶助費、職業補導費、就職支度費及び葬祭費を支弁できるものとし、その支弁要件、その用途及び各月の支弁額の算式については、この表の(7)から(15)及び(17)並びに(18)の費目の項に定めるところによる。</p>
(6)	主として重症心身障害児を入所させる医療型障害児入所施設及び指定発達支援医療機関の措置児童等	施設の運営に必要な事務費及び生活諸経費	<p>次の算式(1)から算式(7)までにより算定した額の合算額</p> <p>算式(1)(指導費分) 指導費月額保護単価 250,880円×その月初日の措置児童等数</p> <p>算式(2)(日用品費分) 日用品費月額保護単価 20,340円×その月初日の措置児童等数</p>
重 症 心 身			

<p style="text-align: center;">障 害 児 療 育 費</p>			<p>算 式(3) (看護代替要員費分) 看護代替要員費月額保護単価 160 円×その月初日の措置児童等数 (指定発達支援医療機関に入所させる場合は除く。)</p> <p>算 式(4) (療育訓練費分) 療育訓練費月額保護単価 430 円×その月初日の措置児童等数</p> <p>算 式(5) (スプリンクラー保守管理等費分) スプリンクラー保守管理等費月額保護単価 310 円×その月初日の措置児童等数 各月初日において、スプリンクラー設備を設置している施設 (地方公共団体及び社会福祉事業団等の経営する施設を除く。)</p> <p>算 式(6) 児童発達支援管理責任者配置費分月額保護単価 7,650 円×その月初日の措置児童等数 (指定発達支援医療機関に入所させる場合は除く。)</p> <p>算 式(7) 小規模グループケア加算分月額保護単価 <b>75,340</b> 円×その月初日の別に定める基準による小規模グループケア加算対象措置児童等数 (指定発達支援医療機関に入所させる場合は除く。)</p> <p>(注) この欄に掲げる経費のほか、<u>幼稚園費</u>、教育費、学校給食費、見学旅行費、入進学支度金、特別育成費、夏季等特別行事費、期末一時扶助費及び葬祭費を支弁できるものとし、その支弁要件、その用途及び各月の支弁額の算式については、この表の(7)から(14)及び(18)の費目の項に定めるところによる。</p>
--	--	--	---

<p>(7)</p> <p>幼稚園費</p>	<p>障害児入所施設及び指定発達支援医療機関の措置児童等であって幼稚園に就園中のもの及び幼稚園に入園するもの。</p>	<p>幼稚園及び子ども・子育て支援法第19条第1項第1号の認定を受けた児童(子ども・子育て支援法第11条に規定する子どものための教育・保育給付費の支給を受けている児童に限る。)が利用する施設・事業所(以下「幼稚園等」という。)の就園に必要な経費</p>	<p>次の算式により算定した額。</p> <p>その施設等のその月またはその年度におけるその措置児童につき、幼稚園等に就園している児童であって、幼稚園等の就園に必要な入学金、保育料、制服等の実費(寄付金は除く。)を合算した額。</p> <p>ただし、各自治体において幼稚園就園奨励費を補助している場合においては、その就園奨励費補助額を控除した額とする。</p>

<p>(8) 教育費</p>	<p>障害児入所施設及び指定発達支援医療機関の措置児童等であつて義務教育諸学校又は特別支援学校の高等部に在学中のもの及び特別支援学校の高等部第1学年に入学するもの。</p>	<p>次に掲げる経費  (1) その児童の義務教育(特別支援学校高等部の教育を含む。)に必要な学用品費等  (2) 教材代  (3) 通学のための交通費  (4) その児童の特別支援学校高等部入学に必要な学用品費等</p>	<p>次の算式(1)によって算定した額  ただし、教材代又は通学のための交通費を支弁すべき児童があるときは、それぞれ算式(2)又は算式(3)により算定した額を、特別支援学校の高等部第1学年に入学する児童があるときは、算式(4)により算定した額を、それぞれ算式(1)によって算定した額に加算する。  なお、算式(4)については、4月分の措置費として支弁する。</p> <p>算式(1)  次の表の教育費学年別月額保護単価×その月の学年別就学措置児童等数</p> <p>教育費保護単価表(措置児童等1人当たり)</p> <table border="1" data-bbox="815 875 1436 1122"> <thead> <tr> <th>学年別</th> <th>小学校</th> <th>中学校</th> <th>特別支援学校高等部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保護単価(月額)</td> <td>円 2,170</td> <td>円 4,300</td> <td>円 4,300</td> </tr> </tbody> </table> <p>算式(2)  その施設のその月におけるその措置児童等の別に定めるところにより教科書に準ずる正規の教材として学校長が指定するものの購入に必要な実費を合算した額</p> <p>算式(3)  その施設のその月におけるその措置児童等であつて、交通費の支給を必要と認めるもの(その児童(重症心身障害児を除く。))が通学する場合に付添人を特に必要と認めるときは、その付添人を含み、その数はそれぞれ児童6人につき1人とする。)があるときは、その児童又は付添人が最も経済的な通常の経路及び方法により通学し、又は付添いする場合のその普通旅客運賃の定期乗車券(定期乗車券のない場合にあっては、これに準</p>	学年別	小学校	中学校	特別支援学校高等部	保護単価(月額)	円 2,170	円 4,300	円 4,300
学年別	小学校	中学校	特別支援学校高等部								
保護単価(月額)	円 2,170	円 4,300	円 4,300								

			<p>ずるもの。)の実費を合算した額</p> <p>算式(4)</p> <p>特別加算費年額保護単価 61,200 円×特別支援学校の高等部第1学年入学措置児童等数</p>								
(9)	<p>障害児入所施設及び指定発達支援医療機関の措置児童等であって、学校給食を実施している義務教育諸学校又は特別支援学校の高等部に在学中のもの。</p>	<p>その児童のその学校給食に必要な経費</p>	<p>その施設のその月におけるその措置児童等が、その義務教育諸学校又は特別支援学校の高等部から学校給食費として徴収される実費を合算した額</p>								
(10)	<p>障害児入所施設及び指定発達支援医療機関の措置児童等であって、小学校第6学年、中学校第3学年若しくは特別支援学校の高等部第3学年(高等学校を含む。)の在学中のもので、その学校の教育課程において実施される見学旅行(通常の「修学旅行」をいう。)</p>	<p>その児童の見学旅行に直接必要な交通費、宿泊費等</p>	<p>次の算式により算定した額の合算額</p> <p>算式</p> <p>次の表の見学旅行費学年別年額保護単価×その月の学年別見学旅行参加措置児童等数</p> <p>見学旅行費保護単価表(措置児童等1人当たり)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>学年別</th> <th>保護単価(年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校第6学年</td> <td>21,190円</td> </tr> <tr> <td>中学校第3学年</td> <td>57,290円</td> </tr> <tr> <td>特別支援学校の高等部第3</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	学年別	保護単価(年額)	小学校第6学年	21,190円	中学校第3学年	57,290円	特別支援学校の高等部第3	
学年別	保護単価(年額)										
小学校第6学年	21,190円										
中学校第3学年	57,290円										
特別支援学校の高等部第3											

	に参加するもの。		<table border="1"> <tr> <td>学年(高等学校を含む。)</td> <td>111,290円</td> </tr> </table>	学年(高等学校を含む。)	111,290円				
学年(高等学校を含む。)	111,290円								
(11) 入 進 学 支 度 金	障害児入所施設及び指定発達支援医療機関の措置児童等であって、小学校第1学年に入学し、又は中学校第1学年に進学するもの。	その児童の入進学に際し必要な学童用品等の購入費	<p>次の算式によって算定した額の合算額とし4月分の措置費として支弁する。</p> <p>算式 次の表の入進学支度金学年別年額保護単価×学年別入進学措置児童等数</p> <p>入進学支度金保護単価表 (措置児童等1人当たり)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>学 年 別</th> <th>保護単価 (年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校第1学年入学児童</td> <td>40,600円</td> </tr> <tr> <td>中学校第1学年進学児童</td> <td>47,400円</td> </tr> </tbody> </table>	学 年 別	保護単価 (年額)	小学校第1学年入学児童	40,600円	中学校第1学年進学児童	47,400円
学 年 別	保護単価 (年額)								
小学校第1学年入学児童	40,600円								
中学校第1学年進学児童	47,400円								
(12) 特 別 育 成 費	障害児入所施設及び指定発達支援医療機関の措置児童等であって、別に定めるところにより、高等学校に在学しているもの及び高等学校第1学年に入学するもの。	次に掲げる経費 (1)その児童の高等学校在学中における教育に必要な授業料、クラブ費等の学校納付金、教科書代、学用品費等の教科学習費、通学費	<p>次の算式によって算定した額の合算額。ただし、算式(2)については4月分の措置費として支弁する。</p> <p>算式(1) 次の表の特別育成費公私別月額保護単価×その月の公私別高等学校在学措置児童等数</p> <p>特別育成費保護単価表 (措置児童等1人当たり)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>公私別</th> <th>保護単価 (月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国・公立高等学校</td> <td>22,900円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	公私別	保護単価 (月額)	国・公立高等学校	22,900円		
公私別	保護単価 (月額)								
国・公立高等学校	22,900円								

		等 (2)その 児童の高 等学校入 学に際し 必要な学 用品費等	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>私立高等学校</td> <td>33,910円</td> </tr> </table> 算式(2) 特別加算費年額保護単価 61,200円×高等学校 第1学年入学措置児童等数	私立高等学校	33,910円
私立高等学校	33,910円				
(13) 夏 季 等 特 別 行 事 費	障害児入所施設 及び指定発達支 援医療機関の措 置児童等であっ て、義務教育諸学 校に在学してい るもので、その学 校又は教育委員 会が、当該学年の 児童・生徒の全員 を参加させて行 う夏季等の臨海、 林間学校等の行 事に参加するも の。	その児 童の夏季 等特別行 事に参加 するの に必要 な交通 費等	次の算式によって算定した額  算式 夏季等特別行事費1件当たり保護単価 3,090 円×夏季等特別行事参加措置児童等数		
(14)	障害児入所施設	その児童	次の算式によって算定した額とし、12月分の措		

<p>期 末 一 時 扶 助 費</p>	<p>及び指定発達支援医療機関の措置児童等</p>	<p>の年末における被服等の購入費</p>	<p>置費として支弁する。</p> <p>算式        期末一時扶助費年額保護単価 5,520 円×12 月初日の措置児童等数</p>						
<p>(15)  職 業 補 導 費</p>	<p>障害児入所施設の措置児童等(重症心身障害児を除く。)であって、義務教育を終了した後公共職業訓練所等の職業補導機関に通うもの。</p>	<p>次に掲げる経費        (1)その児童の交通費        (2)その児童に係る教科書代等</p>	<p>次の算式により算定した額の合算額</p> <p>算式(1)        その施設のその月におけるその措置児童等が最も経済的な通常の経路及び方法により通う場合のその普通旅客運賃の定期乗車券(定期乗車券のない場合にあってはこれに準ずるもの)の実費</p> <p>算式(2)        職業補導費月額保護単価 4,940 円×その月の職業補導機関に通っている措置児童等数</p>						
<p>(16)  児 童 用 採 暖 費</p>	<p>福祉型障害児入所施設の措置児童等</p>	<p>その児童の冬の採暖に必要な経費</p>	<p>次の算式によって算定した額。        ただし、その支弁のできる期間は、10 月分から翌年3月分までに限る。</p> <p>算式        次の表の児童用採暖費級地別月額保護単価×その月初日の措置児童等数</p> <p style="text-align: center;">児童用採暖費保護単価表(措置児童等1人当たり)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="width: 20%;">級地別</td> <td style="width: 15%;">5 級 地</td> <td style="width: 15%;">4 級 地</td> <td style="width: 15%;">3 級 地</td> <td style="width: 15%;">2 級 地</td> <td style="width: 20%;">その他の地域</td> </tr> </table>	級地別	5 級 地	4 級 地	3 級 地	2 級 地	その他の地域
級地別	5 級 地	4 級 地	3 級 地	2 級 地	その他の地域				

保護単価（月額）	円	円	円	円	円
	7,450	5,710	3,700	2,750	1,380

(注) 児童用採暖費の級地区分については、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成16年法律第136号）の施行（平成16年10月28日）前の国家公務員の寒冷地手当に関する法律第1条に規定する級地区分を使用すること。

<p>(17) 就職支度費</p>	<p>障害児入所施設の措置児童等（重症心身障害児を除く。）であって、その児童が就職するためその入所の措置が解除されることとなったもの。</p>	<p>(1) その児童の就職に際して必要な寝具類、被服類等の購入費 (2) その児童の就職に際して必要な住居費、生活費等</p>	<p>次の算式(1)によって算定した額とし、入所措置が解除される日の属する月の措置費として支弁する。ただし、別に定める基準に該当する場合には、算式(2)によって算定した額を加算する。</p> <p>算式(1) 就職支度費1件当たり保護単価 81,260円×その月の就職による措置解除児童数</p> <p>算式(2) 就職支度費1件当たり特別基準保護単価 141,430円×その月の別に定める基準による就職による措置解除児童数</p>
<p>(18) 葬祭費</p>	<p>障害児入所施設及び指定発達支援医療機関の措置児童等であって、死亡したもの（以下「死亡児」という。）</p>	<p>その死亡児の火葬又は埋葬納骨その他葬祭のために必要な経費</p>	<p>次の算式により算定した額。ただし、その死亡児の葬祭に要した費用の総額が158,350円を超える場合であって、その総額のうち火葬に要した費用の額が450円を超えるときはその超える額を、自動車の料金その他死体の運搬に要した費用の額が10,760円を超えるときは9,190円の範囲内においてその超える額を、それぞれ加算する。</p> <p>算式 葬祭費1件当たり保護単価 158,350円×死亡児数</p>

費目の種類 第 1 欄	支弁対象児童等 第 2 欄	経費の用途 第 3 欄	各月の支弁額の算式 第 4 欄
(1) 肢体不自由児基本分措置医療費	主として肢体不自由児を入所させる医療型障害児入所施設の措置児童等	施設の運営に必要な医療費	<p>次の算式により算定した額の合計額</p> <p>算式</p> <p>ア その措置児童等が社会保険(健康保険、日雇労働者健康保険、国民健康保険、船員保険、国家公務員共済組合、公共企業体職員等共済組合、地方公務員等共済組合又は私立学校教職員共済組合等をいう。以下同じ。)の被保険者、組合員又は被扶養者である場合においては、診療報酬の算定方法(平成 20 年厚生労働省告示第 59 号。以下「診療報酬の算定方法」という。)及び入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準(平成 18 年厚生労働省告示第 99 号。以下「入院時食事療養費の算定基準」という。)に準じて算定した額から、その社会保険において医療に関する給付が行われる額を控除した額</p> <p>イ アに該当しない措置児童等については、診療報酬の算定方法に準じて算定した額</p>
(2) 肢体不自由児療育費	主として肢体不自由児を入所させる指定発達支援医療機関の措置児童等	施設の運営に必要な医療費	<p>次の算式により算定した額の合計額</p> <p>算式</p> <p>各月の支弁額の算式は、この表の(1)のアの「肢体不自由児基本分措置医療費」の第 4 欄の算式に定めるところに準じて算定した額</p>
(3) 自	主として自閉症児を入	施設の運営に必要な	次の算式により算定した額の合計額

閉症児基本分措置医療費	所させる医療型障害児入所施設の措置児童等	な医療費	<p>算式</p> <p>各月の支弁額の算式は、この表の(1)のアの「肢体不自由児基本分措置医療費」の第4欄の算式に定めるところに準じて算定した額</p>
(4)重症心身障害児療育費	主として重症心身障害児を入所させる医療型障害児入所施設及び指定発達支援医療機関の措置児童等	施設の運営に必要な医療費	<p>次の算式により算定した額の合計額</p> <p>算式</p> <p>各月の支弁額の算式は、この表の(1)のアの「肢体不自由児基本分措置医療費」の第4欄の算式に定めるところに準じて算定した額</p>
(5)措置医療費	障害児入所施設及び指定発達支援医療機関の措置児童等であって疾病、障害等により医師、歯科医師等によって、診察、治療、投薬、手術等の医療を受けるためその支弁が必要と認められるもの	その児童等の医療に必要な経費	<p>次の算式によって算定した額</p> <p>算式</p> <p>その施設のその月におけるその措置児童等につき、診療報酬の算定方法及び入院時食事療養費の算定基準に準じて算定した額（その医療機関が社会保険の指定医療機関であり、かつ、その措置児童等が社会保険の被扶養者等である場合においては、その社会保険において給付が行われる額を控除した額とする。）を合算した額</p> <p>なお、その児童等の看護、移送等に要する費用についても健康保険法の給付の取扱いの場合に準じて支弁して差支えない。</p>

別表 4

費目の種類 第1欄	対象経費 第2欄	基準額 第3欄
(1) 障害児入所給付費	法第24条の2に規定する障害児入所給付費の支給に要した費用	法第24条の2の規定に基づき、指定入所支援費用基準額につき算定した障害児入所給付費の支給に要した費用の額（その費用のための寄附金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）
(2) 高額障害児入所給付費	法第24条の6に規定する高額障害児入所給付費の支給に要した費用	児童福祉法施行令第27条の4の規定に基づき算定した高額障害児入所給付費の支給に要した費用の額（その費用のための寄附金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）
(3) 特定入所障害児食費等給付費	法第24条の7に規定する特定入所障害児食費等給付費の支給に要した費用	児童福祉法施行令第27条の6の規定に基づき算定した特定入所障害児食費等給付費の支給に要した費用の額（その費用のための寄附金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）
(4) 障害児通所給付費	法第21条の5の3に規定する障害児通所給付費の支給に要した費用	法第21条の5の3の規定に基づき、指定通所支援費用基準額につき算定した障害児通所給付費の支給に要した費用の額（その費用のための寄附金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）

<p>(5) 特例障害児 通所給付費</p>	<p>法第 21 条の 5 の 4 に規定する特例障害児通所給付費の支給に要した費用</p>	<p>法第 21 条の 5 の 4 の規定に基づき算定した特例障害児通所給付費の支給に要した費用の額（その費用のための寄附金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）</p>
<p>(6) 高額障害児 通所給付費</p>	<p>法第 21 条の 5 の 12 に規定する高額障害児通所給付費の支給に要した費用</p>	<p>児童福祉法施行令第 25 条の 5 の規定に基づき算定した高額障害児通所給付費の支給に要した費用の額（その費用のための寄附金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）</p>
<p>(7) 障害児相談 支援給付費</p>	<p>法第 24 条の 26 に規定する障害児相談支援給付費の支給に要した費用</p>	<p>法第 24 条の 26 の規定に基づき算定した障害児相談支援給付費の支給に要した費用の額（その費用のための寄附金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）</p>
<p>(8) 特例障害児 相談支援給 付費</p>	<p>法第 24 条の 27 に規定する特例障害児相談支援給付費の支給に要した費用</p>	<p>法第 24 条の 27 の規定に基づき算定した特例障害児相談支援給付費の支給に要した費用の額（その費用のための寄附金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）</p>
<p>(9) 旧障害児 施設給付 費</p>	<p>旧法第 24 条の 2 に規定する障害児施設給付費の支給に要した費用</p>	<p>旧法第 24 条の 2 の規定に基づき、指定施設支援費用基準額につき算定した障害児施設給付費の支給に要した費用の額（その費用のための寄附金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）</p>
<p>(10)</p>	<p>旧法第 24 条の 6 に規定する高額障害児施設給付費</p>	<p>「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見</p>

<p>旧高額障害児施設給付費</p>	<p>の支給に要した費用</p>	<p>直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令」第2条による改正前の児童福祉法施行令（以下「旧児童福祉法施行令」という。）第27条の4の規定に基づき算定した高額障害児施設給付費の支給に要した費用の額（その費用のための寄附金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）</p>
<p>(11) 旧特定入所障害児食費等給付費</p>	<p>旧法第24条の7に規定する特定入所障害児食費等給付費の支給に要した費用</p>	<p>旧児童福祉法施行令第27条の6の規定に基づき算定した特定入所障害児食費等給付費の支給に要した費用の額（その費用のための寄附金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）</p>

費目の種類 第 1 欄	対象経費 第 2 欄	基準額 第 3 欄
(1) 障害児入所医療費	法第 24 条の 20 に規定する障害児入所医療費の支給に要した費用	法第 24 条の 20 の規定に基づき算定した障害児入所医療費の額から同法第 24 条の 22 に基づき給付を行わないとした額を控除して得た額（その費用のための寄附金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）
(2) 肢体不自由児通所医療費	法第 21 条の 5 の 29 に規定する肢体不自由児通所医療費の支給に要した費用	法第 21 条の 5 の 29 の規定に基づき算定した肢体不自由児通所医療費の額から同法第 21 条の 5 の 31 に基づき給付を行わないとした額を控除して得た額（その費用のための寄附金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）
(3) 旧障害児施設医療費	旧法第 24 条の 20 に規定する障害児施設医療費の支給に要した費用	旧法第 24 条の 20 の規定に基づき算定した障害児施設医療費の額から同法第 24 条の 22 に基づき給付を行わないとした額を控除して得た額（その費用のための寄附金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）

障害児施設徴収金基準額表（扶養義務者用）

各月初日の措置児童等の属する世帯の階層区分		入所施設	
階層区分	定 義	徴収金基準額 (月額)	
A	生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による被保護世帯（単給世帯を含む）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）による支援給付受給世帯	0 円	
B	A 階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯	2,200	
C	A 階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額が均等割の額のみ在世帯（所得割の額のない世帯）	4,500	
D 1	A 階層及び C 階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	12,000 円以下	6,600
D 2		12,001 円から 30,000 円まで	9,000
D 3		30,001 円から 60,000 円まで	13,500
D 4		60,001 円から 96,000 円まで	18,700
D 5		96,001 円から 189,000 円まで	29,000

D 6	189,001 円から 277,000 円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費の支弁額（治療に要する費用を含む。以下同じ。）（全額徴収。ただし、その額が 41,200 円を超えるときは 41,200 円とする。）
D 7	277,001 円から 348,000 円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費の支弁額（全額徴収。ただし、その額が 54,200 円を超えるときは 54,200 円とする。）
D 8	348,001 円から 465,000 円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費の支弁額（全額徴収。ただし、その額が 68,700 円を超えるときは 68,700 円とする。）
D 9	465,001 円から 594,000 円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費の支弁額（全額徴収。ただし、その額が 85,000 円を超えるときは 85,000 円とする。）
D 10	594,001 円から 716,000 円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費の支弁額（全額徴収。ただし、その額が 102,900 円を超えるときは 102,900 円とする。）
D 11	716,001 円から 864,000 円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費の支弁額（全額徴収。ただし、その額が 122,500 円を超えるときは 122,500 円とする。）

D 12	864,001 円から 1,056,000 円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費の支弁額（全額徴収。ただし、その額が 143,800 円を超えるときは 143,800 円とする。）
D 13	1,056,001 円から 1,238,000 円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費の支弁額（全額徴収。ただし、その額が 166,600 円を超えるときは 166,600 円とする。）
D 14	1,238,001 円から 1,439,000 円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費の支弁額（全額徴収。ただし、その額が 191,200 円を超えるときは 191,200 円とする。）
D 15	1,439,001 円以上	全額徴収
備 考	<p>1 この表の C 階層における「均等割の額」とは、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 292 条第 1 項第 1 号に規定する均等割の額をいい、同階層及び D 1～D 15 階層における「所得割の額」とは、同項第 2 号に規定する所得割の額をいう。</p> <p>なお、同法第 323 条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。</p> <p>2 所得割の額の算定方法は、地方税法に定めるところによるほか、次に定めるところによること。</p> <p>（1） 地方税法第 314 条の 7、第 314 条の 8、同法附則第 5 条第 3 項、附則第 5 条の 4 第 6 項及び附則第 5 条の 4 の 2 第 5 項の規定は適用しないものとする。</p> <p>（2） 地方税法等の一部を改正する法律（平成 22 年法律第 4 号）第 1 条の規定による改正前の地方税法第 292 条第 1 項第 8 号に規定する扶養親族（16 歳未満の者に限る。以下「扶養親族」という。）及び同法第 314 条の 2 第 1 項第 11 号に規定する特定扶養親族（19 歳未満の者に限る。以下「特定扶養親族」という。）があるときは、同号に規定する額（扶養親族に係るもの及び特定扶養親族に係るもの（扶養親族に係る額に相当するものを除く。）に</p>	

限る。)に同法第 314 条の 3 第 1 項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除するものとする。

(3) 当該扶養義務者が指定都市(地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 19 第 1 項の指定都市をいう。以下同じ。)の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。

(4) 地方税法第 292 条第 1 項第 11 号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する者又は同法第 292 条第 1 項第 12 号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する者であるときは、次のア又はイに定めるとおりとする。

ア 同法第 295 条第 1 項(第 2 号の規定に係る部分に限る。)の規定により市町村民税が課されないこととなる者である場合は、所得割の額は零とする。

イ アに該当しない者である場合は、同法第 314 条の 2 第 1 項第 8 号に規定する額(同条第 3 項に該当する者であるときは、同項に規定する額)に同法第 314 条の 3 第 1 項に規定する率を乗じて得た額を控除するものとする。

3 この表の「入所施設」とは、障害児入所施設及び指定発達支援医療機関(入所に限る。)をいう。

4 措置児童等の属する世帯の階層が B 階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合には、上表の規定にかかわらず、当該階層の徴収金基準額は 0 円とする。

② 「単身世帯」……扶養義務者のいない世帯

② 「母子世帯等」……母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和 39 年法律第 129 号)第 6 条第 1 項に規定する「配偶者のない女子」及び同条第 2 項に規定する「配偶者のない男子」であつて、民法(明治 29 年法律第 89 号)第 877 条の規定に基づき現に児童を扶養しているものの世帯

③ 「在宅障害児(者)(社会福祉施設に措置された児童(者)、法第 24 条の 2 により入所施設を利用する児童、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)(以下「障害者総合支援法」という。)第 6 条の自立支援給付の受給者(障害者総合支援法第 5 条第 6 項、第 7 項、第 12 項、第 13 項及び第 14 項のサービスに限る。)又は障害者総合支援法附則第 22 条の特定旧法受給者を除く。)のいる世帯」…次に掲げる児(者)を有する世帯をいう。

ア 身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 15 条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者。

イ 療育手帳制度要綱(昭和 48 年 9 月 27 日厚生省発児第 156 号)に定め

る療育手帳の交付を受けた者。

ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和 39 年法律第 134 号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）に定める国民年金の障害基礎年金手当等の受給者。

エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者。

④ 「その他の世帯」………保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると法第 56 条の規定による都道府県又は市町村の長が認めた世帯。

5 同一世帯から 2 人以上の児童等が措置されている場合においては、その月の徴収金基準額の最も多額な児童等以外の児童等については、この表の基準額に 0.1 を乗じた額をもってその児童等の基準額とする。

6 措置児童等が、3 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日を経過した障害児であって小学校就学の始期に達するまでの間にあるものである場合は、法第 56 条第 2 項の規定にかかわらず、当該措置児童等にかかる措置費のうち実費負担に相当する部分を除いた部分については徴収しないこととする。

ただし、当該措置児童等にかかる措置費のうち実費負担に相当する部分については、この表の基準額を上限として徴収することができる。

7 6 の規定は、B 階層と認定された世帯に属する措置児童等が、3 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日を経過する前の障害児である場合についても同様とする。

別表 7 障害児入所施設事務費の保護単価（措置児童等 1 人当たり）表

## 1 一般分保護単価

## (1) 主として知的障害児を入所させる福祉型障害児入所施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	270,370	262,370	260,340	255,020	252,170	244,710	239,080	233,420
31 ~ 40	227,820	221,020	219,370	214,790	212,380	206,130	201,380	196,630
41 ~ 50	205,150	199,020	197,490	193,350	191,190	185,530	181,190	176,850
51 ~ 60	198,190	192,270	190,780	186,830	184,700	179,060	174,950	170,730
61 ~ 70	191,710	185,920	184,480	180,570	178,550	173,040	169,050	164,970
71 ~ 80	182,870	177,330	175,930	172,180	170,190	165,010	161,180	157,260
81 ~ 90	178,320	172,910	171,540	167,890	166,050	160,880	157,130	153,360
91 ~ 100	171,680	166,500	165,190	161,620	159,750	154,830	151,190	147,480
101 ~ 110	170,730	165,560	164,240	160,680	158,930	153,970	150,360	146,680
111 ~ 120	169,880	164,720	163,440	159,970	158,120	153,240	149,620	145,980
121 ~ 130	169,060	163,890	162,580	159,150	157,260	152,440	148,800	145,190
131 ~ 140	168,140	163,000	161,700	158,290	156,480	151,650	148,030	144,390
141 ~ 150	167,370	162,240	160,960	157,500	155,700	150,840	147,320	143,680
151 ~ 160	166,160	161,050	159,820	156,400	154,630	149,860	146,190	142,620
161 ~ 170	164,940	159,900	158,650	155,240	153,530	148,710	145,210	141,540
171 ~ 180	163,840	158,790	157,590	154,170	152,320	147,720	144,110	140,580
181 ~ 190	162,520	157,580	156,320	152,930	151,230	146,530	143,030	139,470
191人以上	161,280	156,360	155,120	151,800	150,060	145,450	141,940	138,470

## (1) - 2 主として知的障害児を入所させる福祉型障害児入所施設

(主として知的障害児を入所させる福祉型障害児入所施設を本体施設とし、障害者支援施設を併設する場合)

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10人	536,650	521,060	517,150	505,840	499,780	484,110	472,230	460,300
11 ~ 20	350,590	340,290	337,690	330,310	326,390	315,970	308,230	300,410

## (1) - 3 主として知的障害児を入所させる福祉型障害児入所施設

(障害者支援施設を本体施設とし、主として知的障害児を入所させる福祉型障害児入所施設を併設する場合)

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10人	217,550	211,780	210,330	206,120	203,910	198,040	193,740	189,350
11 ~ 20	191,980	186,580	185,220	181,290	179,210	173,680	169,690	165,490

## (2) 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	268,970	260,700	258,680	254,390	253,140	243,860	236,440	230,740
31 ~ 40	249,390	241,770	239,840	235,950	234,940	226,170	219,310	213,990
41 ~ 50	240,150	232,790	230,940	226,760	225,330	216,880	210,280	204,930
51 ~ 60	229,260	222,230	220,460	216,500	215,030	206,990	200,790	195,740
61 ~ 70	217,840	211,140	209,450	205,820	204,370	197,200	191,600	187,050
71人以上	207,960	201,590	199,960	196,400	195,060	188,240	182,940	178,510

## (3) 主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	251,310	243,840	241,970	236,930	234,340	227,440	222,180	216,960
31 ~ 35	223,210	216,570	214,930	210,440	208,140	201,940	197,210	192,570
36 ~ 40	206,690	200,590	199,060	194,950	192,720	187,040	182,730	178,460
41 ~ 50	183,770	178,310	176,940	173,260	171,320	166,220	162,370	158,510
51 ~ 60	177,760	172,440	171,120	167,470	165,680	160,670	156,900	153,200
61 ~ 70	172,300	167,030	165,770	162,340	160,440	155,610	151,990	148,370
71 ~ 80	166,650	161,580	160,320	156,960	155,180	150,450	146,910	143,420
81 ~ 90	160,940	156,070	154,840	151,590	149,820	145,280	141,810	138,400
91人以上	155,360	150,620	149,430	146,280	144,640	140,130	136,860	133,500

## (3) - 2 主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設

(主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設を本体施設とし、主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設又は障害者支援施設を併設する場合)

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
5人まで	596,750	579,290	574,940	562,200	555,560	537,860	524,700	511,310
6 ~ 10	537,300	521,660	517,780	506,260	500,310	484,430	472,510	460,610
11 ~ 15	397,930	386,310	383,400	374,580	368,820	357,210	348,340	339,640
16 ~ 20	329,210	319,500	317,060	309,830	305,050	295,190	287,960	280,620
21 ~ 25	283,040	274,710	272,630	266,330	262,170	253,720	247,450	241,180
26 ~ 30	252,470	244,950	243,080	237,800	234,340	227,440	222,180	216,960
31 ~ 35	224,900	218,290	216,560	211,920	208,740	202,560	197,800	193,180
36 ~ 40	207,560	201,420	199,880	195,620	192,640	186,930	182,610	178,330
41 ~ 50	193,400	187,680	186,220	182,120	179,370	173,950	169,880	165,760
51 ~ 60	177,980	172,640	171,320	167,560	165,130	160,130	156,390	152,740
61 ~ 70	172,490	167,210	165,940	162,360	159,820	155,080	151,400	147,790
71 ~ 80	166,820	161,740	160,480	156,970	154,570	149,810	146,280	142,810
81 ~ 90	161,080	156,210	154,970	151,610	149,240	144,710	141,250	137,860
91人以上	155,790	151,030	149,840	146,560	144,290	139,850	136,520	133,180

## (3) - 3 主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設

(主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設又は障害者支援施設を本体施設とし、主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設を併設する場合)

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
5人	306,280	298,360	296,330	290,530	287,500	279,440	273,440	267,350
6 ~ 10	213,050	207,250	205,800	201,570	199,360	193,500	189,090	184,710
11 ~ 15	179,900	174,850	173,640	169,980	168,090	163,010	159,250	155,370
16 ~ 20	165,470	160,750	159,630	156,160	154,380	149,630	146,040	142,470
21 ~ 25	155,040	150,550	149,430	146,270	144,640	140,060	136,800	133,460
26 ~ 30	146,390	142,120	141,040	138,040	136,360	132,200	129,000	125,800

(4) 主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	248,990	241,580	239,690	234,730	232,150	225,250	219,980	214,910
31 ~ 35	221,310	214,650	212,980	208,580	206,250	200,060	195,360	190,730
36 ~ 40	205,670	199,480	197,950	193,870	191,620	185,950	181,650	177,380
41 ~ 50	182,880	177,310	175,950	172,300	170,430	165,300	161,460	157,570
51 ~ 60	177,030	171,630	170,240	166,700	164,860	159,870	156,130	152,410
61 ~ 70	171,730	166,340	165,020	161,540	159,720	154,880	151,280	147,620
71 ~ 80	166,150	160,990	159,690	156,300	154,560	149,850	146,280	142,830
81 ~ 90	160,670	155,690	154,420	151,080	149,430	144,850	141,440	138,030
91人以上	155,090	150,220	148,990	145,850	144,160	139,760	136,430	133,080

(4) - 2 主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設

(主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設を本体施設とし、主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設又は障害者支援施設を併設する場合)

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
5人	590,880	573,510	569,230	556,450	549,870	532,270	519,150	505,750
6 ~ 10	531,640	516,050	512,110	500,730	494,760	479,070	467,260	455,330
11 ~ 15	392,280	380,680	377,830	369,440	365,070	353,360	344,540	335,870
16 ~ 20	325,840	316,270	313,860	306,800	303,160	293,390	286,110	278,720
21 ~ 25	282,350	273,990	271,920	265,830	262,670	254,160	247,850	241,500
26 ~ 30	248,960	241,600	239,720	234,760	232,150	225,270	220,010	214,910
31 ~ 35	221,250	214,670	213,010	208,580	206,290	200,040	195,400	190,730
36 ~ 40	205,620	199,480	197,980	193,870	191,740	185,970	181,670	177,380
41 ~ 50	182,830	177,380	176,010	172,320	170,500	165,330	161,470	157,570
51 ~ 60	176,930	171,620	170,260	166,720	164,860	159,860	156,150	152,410
61 ~ 70	171,570	166,350	165,040	161,560	159,740	154,930	151,310	147,620
71 ~ 80	166,050	160,980	159,720	156,320	154,580	149,820	146,330	142,830
81 ~ 90	160,530	155,650	154,420	151,100	149,460	144,840	141,450	138,030
91人以上	154,970	150,240	149,050	145,860	144,210	139,790	136,470	133,080

(4) - 3 主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設

(主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設又は障害者支援施設を本体施設とし、主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設を併設する場合)

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
5人	305,170	297,270	295,320	289,540	286,550	278,570	272,490	266,550
6 ~ 10	212,500	206,720	205,290	201,030	198,820	193,030	188,630	184,230
11 ~ 15	179,820	174,810	173,590	169,940	168,030	162,980	159,200	155,380
16 ~ 20	166,340	161,620	160,430	156,980	155,150	150,320	146,820	143,170
21 ~ 25	154,720	150,240	149,120	145,920	144,250	139,740	136,430	133,010
26 ~ 30	146,850	142,580	141,540	138,490	136,920	132,680	129,440	126,220

(5) 主として肢体不自由児を入所させる福祉型障害児入所施設

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
50人まで	258,540	250,640	248,670	243,340	240,580	233,290	227,700	222,180
51 ~ 60	254,910	247,050	245,110	239,700	236,750	229,260	223,650	217,950
61 ~ 70	248,820	241,180	239,270	234,200	231,510	224,510	219,170	213,850
71人以上	244,080	236,610	234,760	229,830	227,220	220,380	215,140	209,870

## 2 加算分保護単価

### (1) 職業指導員加算分保護単価

(福祉型障害児入所施設(主として肢体不自由児を入所させる福祉型障害児入所施設を除く。))

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	16,850	16,330	16,200	15,850	15,700	15,120	14,820	14,440
31 ~ 40	13,540	13,130	13,030	12,720	12,590	12,180	11,880	11,580
41 ~ 50	10,010	9,700	9,620	9,410	9,310	9,000	8,800	8,570
51 ~ 60	9,090	8,830	8,760	8,560	8,480	8,190	7,990	7,780
61 ~ 70	8,020	7,770	7,720	7,560	7,480	7,250	7,080	6,910
71 ~ 80	7,010	6,800	6,750	6,610	6,550	6,320	6,160	6,040
81 ~ 90	6,030	5,850	5,810	5,680	5,620	5,390	5,300	5,200
91 ~ 100	4,970	4,800	4,760	4,640	4,570	4,430	4,370	4,230
101 ~ 110	4,610	4,470	4,430	4,340	4,240	4,140	4,020	3,940
111 ~ 120	4,250	4,110	4,110	4,010	4,010	3,800	3,710	3,600
121 ~ 130	3,900	3,770	3,740	3,640	3,590	3,530	3,430	3,340
131 ~ 140	3,540	3,440	3,410	3,340	3,290	3,210	3,120	3,080
141 ~ 150	3,250	3,150	3,130	3,060	3,040	2,920	2,850	2,780
151 ~ 160	3,120	3,000	3,000	2,920	2,900	2,820	2,750	2,690
161 ~ 170	3,110	3,020	3,000	2,930	2,890	2,760	2,700	2,650
171 ~ 180	3,010	2,920	2,900	2,820	2,790	2,680	2,630	2,540
181 ~ 190	2,900	2,800	2,780	2,720	2,690	2,600	2,530	2,480
191人以上	2,720	2,640	2,620	2,580	2,550	2,480	2,410	2,360

### (1) - 2 職業指導員加算分保護単価

(福祉型障害児入所施設(主として肢体不自由児を入所させる福祉型障害児入所施設を除く。))

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	51,290	49,700	49,330	48,210	47,600	46,120	44,910	43,680
11 ~ 20	25,530	24,730	24,540	23,990	23,680	22,960	22,360	21,740

### (1) - 3 職業指導員加算分保護単価

(主として盲児又はろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設)

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
5人	102,800	99,660	98,900	96,620	95,420	92,330	90,020	87,570
6 ~ 10	51,290	49,700	49,330	48,210	47,600	46,120	44,910	43,680
11 ~ 15	34,120	33,060	32,800	32,050	31,700	30,640	29,870	29,060
16 ~ 20	25,530	24,730	24,540	23,990	23,680	22,960	22,360	21,740
21 ~ 25	20,370	19,740	19,580	19,140	18,910	18,310	17,870	17,370
26 ~ 30	16,850	16,330	16,200	15,850	15,700	15,120	14,820	14,440

### (2) 主として盲児又はろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設の幼児加算分保護単価

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
1人につき	26,790	26,010	25,820	25,240	24,930	24,120	23,580	23,050

(3) 主として盲児又はろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設の指導員特別加算分保護単価

定員	月額
	円
5人	37,550
6 ~ 10	18,770
11 ~ 15	12,510
16 ~ 20	9,380
21 ~ 25	7,510
26 ~ 30	6,250
31 ~ 35	5,360

(4) 心理指導担当職員配置加算分保護単価

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員								
	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	37,950	36,850	36,570	35,740	35,180	34,070	33,240	32,410
11 ~ 20	18,970	18,420	18,280	17,870	17,590	17,030	16,620	16,200
21 ~ 30	12,650	12,280	12,190	11,910	11,720	11,350	11,080	10,800
31 ~ 40	9,490	9,210	9,140	8,930	8,790	8,510	8,310	8,100
41 ~ 50	7,590	7,370	7,310	7,140	7,030	6,810	6,640	6,480
51 ~ 60	6,320	6,140	6,090	5,950	5,860	5,680	5,540	5,400
61 ~ 70	5,420	5,260	5,220	5,100	5,020	4,860	4,740	4,630
71 ~ 80	4,740	4,600	4,570	4,460	4,390	4,260	4,150	4,050
81 ~ 90	4,210	4,090	4,060	3,970	3,910	3,780	3,690	3,600
91 ~ 100	3,790	3,680	3,650	3,570	3,510	3,400	3,320	3,240
101 ~ 110	3,450	3,350	3,320	3,240	3,190	3,090	3,020	2,940
111 ~ 120	3,160	3,070	3,040	2,970	2,930	2,840	2,770	2,700
121 ~ 130	2,920	2,830	2,810	2,740	2,700	2,620	2,550	2,490
131 ~ 140	2,710	2,630	2,610	2,550	2,510	2,430	2,370	2,310
141 ~ 150	2,530	2,450	2,430	2,380	2,340	2,270	2,210	2,160
151 ~ 160	2,370	2,300	2,280	2,230	2,190	2,130	2,070	2,020
161 ~ 170	2,230	2,160	2,150	2,100	2,070	2,000	1,950	1,900
171 ~ 180	2,100	2,040	2,030	1,980	1,950	1,890	1,840	1,800
181 ~ 190	1,990	1,930	1,920	1,880	1,850	1,790	1,750	1,700
191人以上	1,890	1,840	1,820	1,780	1,750	1,700	1,660	1,620

(5) 心理指導担当職員配置加算分保護単価（公認心理師を配置した場合）

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員								
	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	39,150	38,050	37,770	36,940	36,380	35,270	34,440	33,610
11 ~ 20	20,170	19,620	19,480	19,070	18,790	18,230	17,820	17,400
21 ~ 30	13,850	13,480	13,390	13,110	12,920	12,550	12,280	12,000
31 ~ 40	10,690	10,410	10,340	10,130	9,990	9,710	9,510	9,300
41 ~ 50	8,790	8,570	8,510	8,340	8,230	8,010	7,840	7,680
51 ~ 60	7,520	7,340	7,290	7,150	7,060	6,880	6,740	6,600
61 ~ 70	6,620	6,460	6,420	6,300	6,220	6,060	5,940	5,830
71 ~ 80	5,940	5,800	5,770	5,660	5,590	5,460	5,350	5,250
81 ~ 90	5,410	5,290	5,260	5,170	5,110	4,980	4,890	4,800
91 ~ 100	4,990	4,880	4,850	4,770	4,710	4,600	4,520	4,440
101 ~ 110	4,650	4,550	4,520	4,440	4,390	4,290	4,220	4,140
111 ~ 120	4,360	4,270	4,240	4,170	4,130	4,040	3,970	3,900
121 ~ 130	4,120	4,030	4,010	3,940	3,900	3,820	3,750	3,690
131 ~ 140	3,910	3,830	3,810	3,750	3,710	3,630	3,570	3,510
141 ~ 150	3,730	3,650	3,630	3,580	3,540	3,470	3,410	3,360
151 ~ 160	3,570	3,500	3,480	3,430	3,390	3,330	3,270	3,220
161 ~ 170	3,430	3,360	3,350	3,300	3,270	3,200	3,150	3,100
171 ~ 180	3,300	3,240	3,230	3,180	3,150	3,090	3,040	3,000
181 ~ 190	3,190	3,130	3,120	3,080	3,050	2,990	2,950	2,900
191人以上	3,090	3,040	3,020	2,980	2,950	2,900	2,860	2,820

## (6) 看護職員配置加算(Ⅰ)分保護単価

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	50,620	48,970	48,560	47,320	46,500	44,850	43,610	42,370
11 ~ 20	25,310	24,480	24,280	23,660	23,250	22,420	21,800	21,180
21 ~ 30	16,870	16,320	16,180	15,770	15,500	14,950	14,530	14,120
31 ~ 40	12,650	12,240	12,140	11,830	11,620	11,210	10,900	10,590
41 ~ 50	10,120	9,790	9,710	9,460	9,300	8,970	8,720	8,470
51 ~ 60	8,430	8,160	8,090	7,880	7,750	7,470	7,260	7,060
61 ~ 70	7,230	6,990	6,930	6,760	6,640	6,400	6,230	6,050
71 ~ 80	6,320	6,120	6,070	5,910	5,810	5,600	5,450	5,290
81 ~ 90	5,620	5,440	5,390	5,250	5,160	4,980	4,840	4,700
91 ~ 100	5,060	4,890	4,850	4,730	4,650	4,480	4,360	4,230
101 ~ 110	4,600	4,450	4,410	4,300	4,220	4,070	3,960	3,850
111 ~ 120	4,210	4,080	4,040	3,940	3,870	3,730	3,630	3,530
121 ~ 130	3,890	3,760	3,730	3,640	3,570	3,450	3,350	3,260
131 ~ 140	3,610	3,490	3,460	3,380	3,320	3,200	3,110	3,020
141 ~ 150	3,370	3,260	3,230	3,150	3,100	2,990	2,900	2,820
151 ~ 160	3,160	3,060	3,030	2,950	2,900	2,800	2,720	2,640
161 ~ 170	2,970	2,880	2,850	2,780	2,730	2,630	2,560	2,490
171 ~ 180	2,810	2,720	2,690	2,620	2,580	2,490	2,420	2,350
181 ~ 190	2,660	2,570	2,550	2,490	2,440	2,360	2,290	2,230
191人以上	2,530	2,440	2,420	2,360	2,320	2,240	2,180	2,110

## (7) 看護職員配置加算(Ⅱ)分保護単価

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	50,620	48,970	48,560	47,320	46,500	44,850	43,610	42,370
11 ~ 20	25,310	24,480	24,280	23,660	23,250	22,420	21,800	21,180
21 ~ 30	16,870	16,320	16,180	15,770	15,500	14,950	14,530	14,120
31 ~ 40	12,650	12,240	12,140	11,830	11,620	11,210	10,900	10,590
41 ~ 50	10,120	9,790	9,710	9,460	9,300	8,970	8,720	8,470
51 ~ 60	8,430	8,160	8,090	7,880	7,750	7,470	7,260	7,060
61 ~ 70	7,230	6,990	6,930	6,760	6,640	6,400	6,230	6,050
71 ~ 80	6,320	6,120	6,070	5,910	5,810	5,600	5,450	5,290
81 ~ 90	5,620	5,440	5,390	5,250	5,160	4,980	4,840	4,700
91 ~ 100	5,060	4,890	4,850	4,730	4,650	4,480	4,360	4,230
101 ~ 110	4,600	4,450	4,410	4,300	4,220	4,070	3,960	3,850
111 ~ 120	4,210	4,080	4,040	3,940	3,870	3,730	3,630	3,530
121 ~ 130	3,890	3,760	3,730	3,640	3,570	3,450	3,350	3,260
131 ~ 140	3,610	3,490	3,460	3,380	3,320	3,200	3,110	3,020
141 ~ 150	3,370	3,260	3,230	3,150	3,100	2,990	2,900	2,820
151 ~ 160	3,160	3,060	3,030	2,950	2,900	2,800	2,720	2,640
161 ~ 170	2,970	2,880	2,850	2,780	2,730	2,630	2,560	2,490
171 ~ 180	2,810	2,720	2,690	2,620	2,580	2,490	2,420	2,350
181 ~ 190	2,660	2,570	2,550	2,490	2,440	2,360	2,290	2,230
191人以上	2,530	2,440	2,420	2,360	2,320	2,240	2,180	2,110

## (8) 児童発達支援管理責任者配置費分保護単価

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	55,120	53,290	52,830	51,450	50,530	48,690	47,310	45,940
11 ～ 20	27,560	26,640	26,410	25,720	25,260	24,340	23,650	22,970
21 ～ 30	18,370	17,760	17,610	17,150	16,840	16,230	15,770	15,310
31 ～ 40	13,780	13,320	13,200	12,860	12,630	12,170	11,830	11,480
41 ～ 50	11,020	10,650	10,560	10,290	10,100	9,730	9,460	9,180
51 ～ 60	9,180	8,880	8,800	8,570	8,420	8,110	7,880	7,650
61 ～ 70	7,870	7,610	7,540	7,350	7,210	6,950	6,760	6,560
71 ～ 80	6,890	6,660	6,600	6,430	6,310	6,080	5,910	5,740
81 ～ 90	6,120	5,920	5,870	5,710	5,610	5,410	5,250	5,100
91 ～ 100	5,510	5,320	5,280	5,140	5,050	4,870	4,730	4,590
101 ～ 110	5,010	4,840	4,800	4,670	4,590	4,420	4,300	4,170
111 ～ 120	4,590	4,440	4,400	4,280	4,210	4,050	3,940	3,820
121 ～ 130	4,240	4,090	4,060	3,950	3,880	3,740	3,640	3,530
131 ～ 140	3,930	3,800	3,770	3,670	3,610	3,470	3,380	3,280
141 ～ 150	3,670	3,550	3,520	3,430	3,360	3,240	3,150	3,060
151 ～ 160	3,440	3,330	3,300	3,210	3,150	3,040	2,950	2,870
161 ～ 170	3,240	3,130	3,100	3,020	2,970	2,860	2,780	2,700
171 ～ 180	3,060	2,960	2,930	2,850	2,800	2,700	2,620	2,550
181 ～ 190	2,900	2,800	2,780	2,700	2,660	2,560	2,490	2,410
191人以上	2,750	2,660	2,640	2,570	2,520	2,430	2,360	2,290

## (9) 児童指導員等加配加算分保護単価

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	41,340	39,960	39,620	38,580	37,900	36,520	35,480	34,450
11 ～ 20	20,670	19,980	19,810	19,290	18,950	18,260	17,740	17,220
21 ～ 30	13,780	13,320	13,200	12,860	12,630	12,170	11,820	11,480
31 ～ 40	10,330	9,990	9,900	9,640	9,470	9,130	8,870	8,610
41 ～ 50	8,260	7,990	7,920	7,710	7,580	7,300	7,090	6,890
51 ～ 60	6,890	6,660	6,600	6,430	6,310	6,080	5,910	5,740
61 ～ 70	5,900	5,700	5,660	5,510	5,410	5,210	5,070	4,920
71 ～ 80	5,160	4,990	4,950	4,820	4,730	4,560	4,430	4,300
81 ～ 90	4,590	4,440	4,400	4,280	4,210	4,050	3,940	3,820
91 ～ 100	4,130	3,990	3,960	3,850	3,780	3,650	3,540	3,440
101 ～ 110	3,750	3,630	3,600	3,500	3,440	3,320	3,220	3,130
111 ～ 120	3,440	3,330	3,300	3,210	3,150	3,040	2,950	2,870
121 ～ 130	3,180	3,070	3,040	2,960	2,910	2,800	2,730	2,650
131 ～ 140	2,950	2,850	2,830	2,750	2,700	2,600	2,530	2,460
141 ～ 150	2,750	2,660	2,640	2,570	2,520	2,430	2,360	2,290
151 ～ 160	2,580	2,490	2,470	2,410	2,360	2,280	2,210	2,150
161 ～ 170	2,430	2,350	2,330	2,270	2,220	2,140	2,080	2,020
171 ～ 180	2,290	2,220	2,200	2,140	2,100	2,020	1,970	1,910
181 ～ 190	2,170	2,100	2,080	2,030	1,990	1,920	1,860	1,810
191人以上	2,060	1,990	1,980	1,920	1,890	1,820	1,770	1,720

## (10) 小規模グループケア加算分保護単価

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
1人当たり	90,410	87,390	86,640	84,380	82,870	79,860	77,600	75,340

## 障害児入所施設の職種別職員定数表

## 1 福祉型障害児入所施設

## (1) 主として知的障害児を入所させる福祉型障害児入所施設

職 種 別	職 員 の 定 数
施 設 長	1人。
児童指導員 保 育 士	通じて定員4.3人につき1人。 ただし、定員30人以下の施設については、この定数のほか1人を加算する。
介 助 員	1人。
職業指導員	職業補導設備を有する施設にあっては、別に定めるところにより必要な人員を加算する。
栄 養 士	1人。ただし、定員41人以上の場合に限る。
事 務 員	定員150人未満の場合は1人。 定員150人以上の場合は2人。
調 理 員 等	定員90人未満の場合は4人。 以下同様に30人ごとに1人を加算する。
嘱 託 医	2人。
児童発達支 援管理責任 者	1人。

## (2) 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設

職 種 別	職 員 の 定 数
施 設 長	1人。
児童指導員 保 育 士	通じて定員4.3人につき1人。 ただし、定員30人以下の施設については、この定数のほか1人を加算する。
介 助 員	1人。

看護師	通じて定員20人につき1人。
職業指導員	職業補導設備を有する施設にあっては、別に定めるところにより必要な人員を加算する。
栄養士	1人。ただし、定員41人以上の場合に限る。
事務員	1人。
調理員等	定員90人未満の場合は4人。 以下同様に30人ごとに1人を加算する。
医師	医師1人。嘱託医2人。
児童発達支援管理責任者	1人。

(3) 主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設

職種別	職員の定数
施設長	1人。
児童指導員	通じて定員5人につき1人。
保育士	ただし、定員35人以下の施設については、この定数のほか1人を加算する。
介助員	1人。
職業指導員	職業補導設備を有する施設にあっては、別に定めるところにより必要な人員を加算する。
栄養士	1人。ただし、定員41人以上の場合に限る。
事務員	定員150人未満の場合は1人。 定員150人以上の場合は2人。
調理員等	定員90人未満の場合は4人。 以下同様に30人ごとに1人を加算する。
嘱託医	2人。
児童発達支援管理責任者	1人。

(4) 主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設

職 種 別	職 員 の 定 数
施 設 長	1人。 ただし、定員30人未満の場合は児童指導員の兼務とする。
児童指導員 保 育 士	通じて定員5人につき1人。 ただし、定員35人以下の施設については、この定数のほか1人を加算する。
介 助 員	1人。
職業指導員	職業補導設備を有する施設にあっては、別に定めるところにより必要な人員を加算する。
栄 養 士	1人。ただし、定員41人以上の場合に限る。
事 務 員	定員150人未満の場合は1人。 定員150人以上の場合は2人。
調 理 員 等	定員90人未満の場合は4人。 以下同様に30人ごとに1人を加算する。
嘱 託 医	1人。
児童発達支 援管理責任 者	1人。

(5) 主として肢体不自由児を入所させる福祉型障害児入所施設

職 種 別	職 員 の 定 数
施 設 長	1人。 ただし、定員30人未満の場合は児童指導員の兼務とする。
児童指導員 保 育 士	通じて定員3.5人につき1人。
介 助 員	1人。
看 護 師	定員50人につき3人。
栄 養 士	1人。ただし、定員41人以上の場合に限る。
事 務 員	1人。

調理員等	4人。
嘱託医	1人。
児童発達支援管理責任者	1人。

主として知的障害児を入所させる福祉型障害児入所施設を本体施設とし、障害者支援施設を併設する場合の職種別職員定数表

職 種 別	職 員 の 定 数	
	本 体 施 設	併 設 施 設
	主として知的障害児を入所させる福祉型障害児入所施設	障害者支援施設
施 設 長	1人。	_____
児 童 指 導 員 保 育 士	通じて定員4. 3人につき1人。 ただし、定員30人以下の施設については、この定数のほか1人を加算する。	_____
介 助 員	1人。	_____
職 業 指 導 員	職業補導設備を有する施設にあっては、別に定めるところにより必要な人員を加算する。	_____
栄 養 士	1人。 ただし、定員41人以上の場合に限る。	_____
事 務 員	定員150人未満の場合は1人。 定員150人以上の場合は2人。	_____
調 理 員 等	定員90人未満の場合は4人。 以下同様に30人ごとに1人を加算する。	_____
嘱 託 医	2人。	_____
児 童 発 達 支 援 管 理 責 任 者	1人。	_____

主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設を本体施設とし、主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設又は障害者支援施設を併設する場合の職種別職員定数表

職 種 別	職 員 の 定 数		
	本 体 施 設	併 設 施 設	
	主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設	主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設	障害者支援施設
施 設 長	1人。	本体施設の職員と兼務とする。	_____
児 童 指 導 員 保 育 士	通じて定員5人につき1人。 ただし、定員35人以下の施設については、この定数のほか1人を加算する。	通じて定員5人につき1人。 この定数のほか1人を加算する。	_____
介 助 員	1人。	本体施設の職員と兼務とする。	_____
職 業 指 導 員	職業補導設備を有する施設にあつては、別に定めるところにより必要な人員を加算する。	本体施設の職員と兼務とする。	_____
栄 養 士	1人。 ただし、定員41人以上の場合に限る。	本体施設の職員と兼務とする。	_____
事 務 員	定員150人未満の場合は1人。 定員150人以上の場合は2人。	本体施設の職員と兼務とする。	_____
調 理 員 等	定員90人未満の場合は4人。 以下同様に30人ごと	本体施設の職員と兼務とする。	_____

	に1人を加算する。		
嘱託医	2人。	本体施設の職員と兼務とする。	_____
児童発達支援管理責任者	1人。	業務に支障がない場合は本体施設の児童発達支援管理責任者と兼務できる。	_____

主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設を本体施設とし、主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設又は障害者支援施設を併設する場合の職種別職員定数表

職種別	職員の定数		
	本体施設	併設施設	
	主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設	主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設	障害者支援施設
施設長	1人。	本体施設の職員と兼務とする。	_____
児童指導員 保育士	通じて定員5人につき1人。 ただし、定員35人以下の施設については、この定数のほか1人を加算する。	通じて定員5人につき1人。 この定数のほか1人を加算する。	_____
介助員	1人。	本体施設の職員と兼務とする。	_____
職業指導員	職業補導設備を有する施設にあつては、別に定めるところにより必要な人員を加算する。	本体施設の職員と兼務とする。	_____

栄 養 士	1人。 ただし、定員41人以上の場合に限る。	本体施設の職員と兼務とする。	_____
事 務 員	定員150人未満の場合は1人。 定員150人以上の場合は2人。	本体施設の職員と兼務とする。	_____
調 理 員 等	定員90人未満の場合は4人。 以下同様に30人ごとに1人を加算する。	本体施設の職員と兼務とする。	_____
嘱 託 医	2人。	本体施設の職員と兼務とする。	_____
児 童 発 達 支 援 管 理 責 任 者	1人。	業務に支障がない場合は本体施設の児童発達支援管理責任者と兼務できる。	_____

障害者支援施設を本体施設とし、主として知的障害児を入所させる福祉型障害児入所施設を併設する場合の職種別職員定数表

職 種 別	職 員 の 定 数	
	本 体 施 設	併 設 施 設
	障害者支援施設	主として知的障害児を入所させる福祉型障害児入所施設
施 設 長	_____	本体施設の職員と兼務とする。
医 師	_____	本体施設の職員と兼務とする。
児 童 指 導 員 保 育 士	_____	通じて定員4.3人につき1人。 この定数のほか1人を加算する。
職 業 指 導 員	_____	職業補導設備を有する施設にあっては、別に定めるところにより必要な人員を加算する。

栄 養 士	_____	本体施設の職員と兼務とする。
事 務 員	_____	本体施設の職員と兼務とする。
調 理 員 等	_____	本体施設の職員と兼務とする。
児 童 発 達 支 援 管 理 責 任 者	_____	業務に支障がない場合は本体施設のサービス管理責任者と兼務できる。

障害者支援施設を本体施設とし、主として盲児又はろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設を併設する場合の職種別職員定数表

職 種 別	職 員 の 定 数		
	本 体 施 設	併 設 施 設	
	障害者支援施設	主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設	主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設
施 設 長	_____	本体施設の職員と兼務とする。	本体施設の職員と兼務とする。
児 童 指 導 員 保 育 士	_____	通じて定員5人につき1人。 この定数のほか1人を加算する。	通じて定員5人につき1人。 この定数のほか1人を加算する。
職 業 指 導 員	_____	職業補導設備を有する施設にあつては、別に定めるところにより必要な人員を加算する。	職業補導設備を有する施設にあつては、別に定めるところにより必要な人員を加算する。
栄 養 士	_____	本体施設の職員と兼務とする。	本体施設の職員と兼務とする。
事 務 員	_____	本体施設の職員と兼務とする。	本体施設の職員と兼務とする。
調 理 員 等	_____	本体施設の職員と兼務とする。	本体施設の職員と兼務とする。

医 師	_____	本体施設の職員と兼務とする。	本体施設の職員と兼務とする。
児童発達支援管理責任者	_____	業務に支障がない場合は本体施設のサービス管理責任者と兼務できる。	業務に支障がない場合は本体施設のサービス管理責任者と兼務できる。